

○実践女子学園 受託研究、共同研究、寄付研究及び研究助成の取扱いに関する規程

(平成 28 年 12 月 21 日制定)

改正 平成 29 年 3 月 25 日改正

(目的)

第 1 条 本規程は、実践女子学園（以下「学園」という。）において、学園に所属する研究者（以下「本学研究者」という。）が行う受託研究、共同研究、寄付研究及び研究助成（以下「受託研究等」という。）を受入れる際の取り扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 本規程において、受託研究等は次のとおり定義する。

- (1) 受託研究 学園外の委託者から委託を受けて本学研究者が行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するもの
  - (2) 共同研究 学園外の共同研究者と本学研究者が、共通の研究課題について共同又は分担して行う研究
  - (3) 寄付研究 学園外の寄付者から奨学研究寄付金を受けて、本学研究者が行う研究
  - (4) 研究助成 学園外の助成者から研究助成金を受けて、本学研究者が行う研究
- 2 本規程において、委託者等とは、受託研究における委託者、共同研究における共同研究者、寄付研究における寄付者及び研究助成における助成者をいう。
- 3 本規程において、研究費とは、次の各号をいう。
- (1) 直接経費 機器備品費、旅費、消耗品費、手数料報酬等、研究を遂行するのに直接必要となる経費
  - (2) 間接経費 学園が研究環境の整備、改善及び運用並びに研究実施の管理に使用する経費

(基本方針)

第 3 条 受託研究等の受入れに際しては、産官学連携をはじめとする社会連携の推進を考慮しつつ、学園の自主性及び主体性を保つ。併せて、教員としての本来の業務に支障が出ないように十分な配慮をもって、適正な手続きにより責任ある判断及び決定を行い、学園の施設設備及び知的財産等を用いて、十分な成果を生み出すことに努める。

2 受託研究等の受入れにあたっては、「実践女子学園 受託研究、共同研究、寄付研究及び研究助成の受入れ基準」に従う。

(受入手続き及び決定)

第 4 条 受託研究等の受入れに当たり、研究課題、研究目的、研究の内容、研究の実施場所、研究期間、研究代表者、研究費の額・納入方法、研究の中止、知的財産の取り扱い、研究成果の帰属、研究成果の公表、秘密保持、その他研究の遂行に必要な事項について、委託者等と取り決める。

2 委託者等の所有に係る設備等を学園内に持ち込んで使用する場合には、その取扱いについて別途定める。

3 委託研究等の受入れ手続きについては、「実践女子学園受託研究、共同研究、寄附研究及び研究助成の受入れに関する内規」により、決定は理事長名で行う。

(報告)

第5条 前条により受入れが認められた受託研究等は、事務取扱部署が半年毎に実績を取りまとめ、常任理事会に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 受託研究及び共同研究については、受入れが決定した際には、第4条第1項に定める事項を記載した契約書、協定書又は覚書（以下「契約書等」という。）を締結するものとする。

(規約等の遵守)

第7条 受託研究等の実施に携わる者は、学内規約及び関係法令等に加えて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 受託研究及び共同研究…契約書等

(2) 寄附研究及び研究助成…寄付者又は助成者の定める規則

(研究費)

第8条 委託者等は、原則として、研究費を受託研究等の開始前に学園に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、研究費を受託研究等の開始日以降に納入することができる。

(1) 研究費の納入を待たずに受託研究等を開始しなければならない理由がある場合

(2) 契約書等に基づき、研究費が納入されることが確かである場合

3 学園は、原則として、いったん納入された研究費は返還しない。

4 受託研究等を完了又は中止し、若しくはその期間を変更した場合において、研究費の残額に差異が生じ、かつ委託者等から請求がある場合は、学園は、未使用の額の範囲内において、当該委託者等との協議によりその全部又は一部を返還する。ただし、委託者等の責によって受託研究等を完了又は中止する場合には、原則として研究費は返還しない。

5 学園が受入れた研究費によって取得した資産は、学園に帰属する。

(直接経費)

第9条 本学研究者は、研究費のうち直接経費の範囲内で研究を実施することができる。

2 直接経費は、研究費から消費税額及び間接経費額を控除して算出する。

(間接経費)

第10条 学園は、研究の実施に伴う管理等に必要な経費として、間接経費を次の各号のとおり定める。

- (1) 受託研究及び共同研究…研究費から消費税額を控除した額の 10 パーセント
  - (2) 寄付研究及び研究助成…研究費の 10 パーセント
- 2 委託者又は共同研究者の意向により契約書等に特段の定めがある場合、並びに寄付者又は助成者側に特段の定めがある場合には、間接経費の取扱いを別途決定することができる。

(経理)

第 11 条 研究費の経理は、「学校法人実践女子学園経理規程」の定めるところによる。

(中止又は延長)

第 12 条 研究者は、受託研究等中止し、又は受託研究等の期間を延長する必要があるときは、委託者等と協議のうえ、ただちに研究担当理事にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

2 研究担当理事は、前項の報告内容がやむを得ないものと認めるときは、受託研究等の中止又は延長を決定することができる。

3 受託研究及び共同研究について前項の決定を行ったときは、契約を解除又は変更する。

(知的財産等の取扱い)

第 13 条 受託研究及び共同研究の実施に伴い創出された知的財産等の取扱いは、「実践女子学園知的財産等に関する規程」のほか、学園と委託者等との契約によるものとする。

2 寄付研究及び研究助成の実施に伴い創出された知的財産等の取扱いは、「実践女子学園知的財産等に関する規程」のほか、寄付者又は助成者の定める規則によるものとする。

(研究成果の公表)

第 14 条 学園は、原則として受託研究等による研究成果を公表する。ただし、公表の時期及び方法については、学園の教育研究活動及び知的財産等の管理活用の妨げにならない範囲において、第 4 条第 1 号の規定により、学園と委託者との協議のうえ定める。

(事務取扱)

第 15 条 受託研究等の取扱いに関する事務は、研究推進室が行う。

2 奨学研究寄付金及び研究助成金の寄付金としての取扱いについては、研究推進室が企画広報部と協働して行う。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、受託研究等の取扱いに関して必要な事項は、研究担当理事と研究推進室が協議して定める。

(改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 12 月 1 日制定の「実践女子学園研究寄付金取扱要領」及び平成 24 年 2 月 1 日制定の「実践女子大学、実践女子大学短期大学部受託研究取扱規程」は、平成 29 年 3 月 31 日をもってこれを廃止する。

附 則(平成 29 年 3 月 25 日改正)

この改正規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

実践女子学園 受託研究、共同研究、寄付研究及び研究助成の受入れ基準

[別紙参照]